

学齡児童生徒の就学に関する取扱規程中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について

学齡児童生徒の就学に関する取扱規程の一部を改正する規程

学齡児童生徒の就学に関する取扱規程（昭和33年横須賀市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市民部窓口サービス課長」を「民生局地域支援部窓口サービス課長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

(就学通知等)

第6条 課長は、就学児童の入学期日及び指定学校を1月末日までに就学通知書(第3号様式)によりその保護者へ通知するとともに、学齢簿に記録されている事項を記載した書類を校長に送付するものとする。

2 **市民部**窓口サービス課長(以下「窓口サービス課長」という。)又は各行政センター館長(以下「館長」という。)は、前項の通知後に就学児童の就学に関して異動を生じたときは、就学通知書によりその保護者に通知するとともに、その旨を当該校長に通知しなければならない。

民生局地域支援部